

TPP参加は日本の優先順位の1つである

星 野 三喜夫

2012年7月

新潟産業大学経済学部紀要 第40号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.40 July 2012

TPP参加は日本の優先順位の1つである

TPP is a highest priority for Japan

星 野 三喜夫
Mikio HOSHINO

要旨

かつてアジア太平洋の経済協力フォーラムのAPECを立ち上げ、以降、アジア太平洋のリーダーを自負している日本が、この地域の経済秩序のルール作りに加わらないという選択肢はあり得ない。日本のTPP参加は、現在の日本の閉塞状況を打破し、経済再生を図る好機であり、できるだけ早く行うべきである。レベルが高く包括的な自由貿易協定のTPPへの参加は、投資分野における紛争解決手続きであるISDS条項や日本の農業問題もあり、確かにチャレンジであるが、日本は長期的な視点で将来を展望しTPPに参加して、そのメリットを享受すべきである。参加交渉やルール作りのプロセスでは他の参加国とのシビアな交渉が待ち受けているであろう。そのためには、TPPの正しい理解と正確な情報の下に、日本はその立ち位置を定め、TPP参加の意義やメリット・デメリット、守るべき点・譲っていい点、もたらされる影響等を整理し、それを国民に丁寧に説明した上で国内での意思を強固にして、確固不拔の戦略を立ててしっかりとした戦術で関係国との交渉に臨み、日本を有利に導くことが望まれる。

キーワード：

TPP、FTA、EPA、ASEAN+3、ASEAN+6、APEC、米韓FTA、日中韓FTA、ISDS、日本農業

論文構成

はじめに

1. TPP交渉の現状
2. 日本はなぜTPPに参加する必要があるか
3. TPP参加のメリット
4. TPPからアジア太平洋の自由貿易圏形成へ
5. ISDS条項
6. TPPにより「日本の農業は壊滅する」は正しいか
7. TPPは日本にとってチャンスである

おわりに

はじめに

日本はTPP（Trans-Pacific Partnership：環太平洋経済連携協定、以下、「TPP」）の参加交渉に向け、米国をはじめとする関係各国との事前協議を行っているが、国内では依然として参加への賛否が大きく分かれている。テレビでは主婦向けのワイドショーでもTPPを取り上げるほど関心は高いが、議論の中身になると、TPPは米国の陰謀だ、TPPにより日本の農業は壊滅する、といった言葉に代表されるように、いたずらに恐怖心を煽っている内容のものが多い。

戦後の日本の繁栄は貿易の自由化と切り離すことができない。日本経済のさらなる成長にはアジア太平洋地域における自由で公正なルールに基づく自由貿易の経済圏を実現させることが必要である。日本のTPP参加は、現在の閉塞状況を打ち破り、日本経済再生を図る好機である。日本はできるだけ早くTPPへの参加を決定して、そのルール作りに参画しなければならない。

世界人口の70億人のうち40億人がアジア太平洋に住み、経済活動の中心軸がアジアにシフトしている。この動きはこれから10年、20年は続くと思われ、そうであればこそ、米国はアジア太平洋への回帰に大きく舵を切っている¹。日本と米国は経済で協調し緊密に連携することでアジア太平洋の幅広い分野での健全な発展に繋げられる。日本は、TPP参加をこのような大局的な視点から捉えることが大切である。

本稿で述べるように、農業や投資分野における国家と投資家間の紛争解決手続きの問題等、日本のTPP参加には確かに検討を要する課題や超えるべきハードルが存在する。また、TPP参加が決まれば、他の参加国との厳しいルール作りの交渉が待ち受ける。そのためには、TPPの正しい理解と正確な情報の下に日本はしっかりと「立ち位置」を定め、TPP参加の意義やメリット・デメリット、守るべき点・譲っていい点、もたらされる影響等を整理し、それを国民に丁寧に説明して国内の意思を統一し、確固たる戦略と戦術をもって関係国と交渉に臨み、日本を有利に導くことが必要である。

韓国は2011年のEU（欧州連合）とのFTAに加えて、2012年3月には米国とのFTA（以下、「米韓FTA」）を発効させて貿易と投資の拡大を急いでいる。日本は通商政策でさらに一步遅れ、日本経済の要である輸出産業の競争力は大幅に劣後する。この状況を打開するためにも、日本は米国が加わるTPPへの参加交渉を急ぐべきである。

本論では、まず、なぜ日本はTPPに参加する必要があるのかを、TPP交渉の現状、参加のメリット、デメリットを含めて整理する。次に、TPPがアジア太平洋の自由貿易圏構想であるFTAAP

1 米国のこのスタンスは、オバマ大統領が2009年11月14日に東京で行った「アジア政策演説」(Speech on U.S. Policy toward Asia)の中で彼が述べた「米国は、アジア太平洋国家として、この地域を形づくる議論に関与し、適切な組織が設立され発展する際は、その組織に全面的に参加することを期待している」(“As an Asia-Pacific nation, the United States expects to be involved in the discussions that shape the future of this region, and to participate fully in appropriate organizations as they are established and evolve.” [筆者訳])、「太平洋生まれの初の大統領として、この太平洋国家が世界で非常に重要なこの地域においてリーダーシップを強化し持続させることを約束する」(“As America’s first Pacific President, I promise you that this Pacific nation will strengthen and sustain our leadership in this vitally important part of the world.” [筆者訳])等の言葉に現れている。在日米国大使館<<http://japan.usembassy.gov/j/irc/irc-select.html>>、及び米国ホワイトハウス<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-suntory-hall>>

(アジア太平洋自由貿易圏)に向けた地域経済秩序の枠組み作りに向けた一歩であるとの視点から、1970年代後半にいち早く環太平洋連帯構想を打ち出しAPEC創設を先導する等、アジア太平洋のリーダーを自負してきた日本が、TPPに参加しない、というオプションはありえないことを論考する。加えて、TPP参加において障害になると言われている投資分野における国家と投資家の間の仲裁による紛争解決手続き、いわゆるISDS条項の問題と、TPP参加と日本の農業の問題について論考する。そして、日本にはTPPに参加しないという選択肢はありえず、日本にとり大きなチャンスであり優先順位の1つであると捉えて、できるだけ早くTPPに参加すべきであるとの結論を導く。

1. TPP交渉の現状

TPPはシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイが4カ国で結んだFTA (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: 環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる「P4」)。2006年発効)に、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が加わり²、9カ国(以下、「関係9カ国」)で協定締結に向けて交渉中の多国間通商協定である。原則としてすべての品目について、即時ないし10年以内に段階的に、関税を撤廃する貿易取極めを含む³。

TPPは、「FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定」⁴として交渉されており、関係9カ国は21の分野、24の項目、すなわち、1. 主席交渉官協議、2. 物品市場アクセス(工

表1 TPP交渉の21の分野とその内容

(1) 物品市場アクセス: Market Access	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。
(2) 原産地規則: Rules of Origin	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。
(3) 貿易円滑化: Customs Cooperation	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。
(4) 衛生植物検疫: Sanitary and Phytosanitary Measure	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。

2 2010年3月に米国、豪州、ペルー、ベトナムの4カ国が、2010年10月にマレーシアがそれぞれ交渉参加。

3 GATT(関税及び貿易に関する一般協定)等において、最恵国待遇の例外として、一定の要件((1)「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、(2)廃止は、妥当な期間内(原則10年以内)に行うこと、(3)域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等)の下、特定の国々間での貿易の自由化を行うことも認められている。GATT第24条、他。

4 外務省「TPP協定交渉の概括的現状」2011年12月<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_09.pdf>

(5) 貿易の技術的障害： Technical Barriers to Trade	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるが、これが貿易の不必要な障害とならないようにルールを定める。
(6) 貿易救済：Trade Remedies	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）について定める。
(7) 政府調達：Government Procurement	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(8) 知的財産：Intellectual Property	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。
(9) 競争政策：Competition	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。
(10) 越境サービス：Services	国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。
(11) 商用関係者の移動： Business Mobility	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。
(12) 金融サービス：Financial Services	金融分野の国境を越えるサービスの提供について金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
(13) 電気通信サービス： Telecommunications	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。
(14) 電子商取引：ECommerce	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
(15) 投資：Investment	内外投資家の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。
(16) 環境：Environment	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(17) 労働：Labor	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。
(18) 制度的事項：Institutional	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。
(19) 紛争解決：Legal	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。
(20) 協力：Capacity Building	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
(21) 分野横断的事項： Horizontal Issues	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

出所：外務省「TPP協定交渉の概括的現状」2011年12月< http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_09.pdf>、他

業)、3. 物品市場アクセス(繊維・衣料品)、4. 物品市場アクセス(農業)、5. 原産地規制、6. 貿易円滑化、7.SPS(衛生植物検疫)、8. TBT(貿易の技術的障害)、9. 貿易救済措置、10. 政府調達、11. 知的財産権、12. 競争政策、13. サービス(クロスボーダー)、14. サービス(電気通信)、15. サービス(一時入国)、16. サービス(金融)、17. サービス(e-commerce)、18. 投資、19. 環境、20. 労働、21. 制度的事項、22. 紛争解決、23. 協力、24. 横断的事項)について、それぞれ作業部会を設置して、高いレベルの包括的な貿易投資のルール作りを目指し拡大交渉を進めている(表1)。日本国内におけるTPP議論では農業に焦点が当たっているが、これが示すように、農業(=物品市場アクセス(農業))は24項目中の1つに過ぎない。

TPPはこのように貿易と投資を含む包括的な通商分野の経済連携協定であるが、参加が遅れば遅れるほど、そのルール作りに加わる機会が失われ意向を反映できなくなる。TPPへの新規交渉参加については、現在協定交渉を進めている関係9か国の同意が必要とされ、それぞれの国の国内での承認手続きを経る必要がある⁵。因みに、関係9か国の国内承認手続きは表2が示すようにそれぞれ異なっている。

表2 TPP協定への新規参加国についての9か国各国の国内の承認手続

交渉参加国	承認手続
米 国	議会への事前の通知等が必要
ペルー・豪州・マレーシア・チリ	閣議での決定あるいは了解等が必要
シンガポール	基本的に貿易産業大臣の判断事項。貿易産業大臣の判断により必要に応じて閣議での了解が必要
NZ・ベトナム・ブルネイ	特段の手続は不要

出所：外務省「TPP協定交渉への新規参加国についての各国内の承認手続」平成23年10月25日
 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_04.pdf>

日本は、2011年3月の東日本大震災を受けて「日本再生」をスタートするに当たり、同年5月に「政策推進指針」を閣議決定したが、同指針の中で、TPPについて「協定交渉参加の判断時期については総合的に検討する」と、参加判断を先送りした。その後、同年11月、世界中の主要貿易国と高いレベルの経済連携を進める旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この方針の下、アジア太平洋のFTAAPの構想(FTAAPについては後述する)実現に向けてTPPへの参加検討(具体的には、情報収集を進めながら、国内整備を早急に進めると共に、関係国との協議を行う)⁶を進めている。また、同じ11月に開催されたAPECホノルル首脳会合において野田首相は、FTAAPの実現に向けて日本として主体的な役割を果たしていくことを表明し、その道筋のうち唯一交渉が開始されているTPPについて「TPP協定交渉参加に向けて関係国との協議に入る」こと

5 なお、各種の報道を総合すると、本稿執筆の2011年4月末時点では、関係9か国のうち、米国、豪州、ニュージーランドを除く6か国が日本の参加に同意している。

6 内閣官房「包括的経済連携の現状について」2011年11月 <http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111125/20111125_1.pdf>

を表明した⁷。しかしながら現状は、TPP関係9か国間の交渉や会議にオブザーバーとしての参加も認められていない。

貿易や投資の手続き、ルールを統一するTPPが参加国を増やして拡大すれば、そこに加わるメリットはそれだけ大きくなる。戦後、日本は「ものづくり」立国として成長してきた。成長の後半期間の主役は自動車と家電であったが、TPPへの参加により、日本企業を中心に築いてきたアジア太平洋地域での生産ネットワーク⁸や、生産と流通の相互補完・連結システムであるサプライ・チェーンは一層強固なものとなるであろう⁹。日本のTPPへの参加は、日本製造業企業の海外進出を加速させ、国内産業の空洞化に拍車をかけるとする主張¹⁰もあるが、後述するように、むしろ逆に働くと考えられる。そもそもTPPに参加しない場合であっても日本企業の海外展開は今後も続くのであり、貿易自由化を推進するTPPに参加することにより、空洞化を補って余りある消費財等のモノやサービスがTPPを通じて日本国内から参加国に流れるようになる。

日本国内におけるTPPの議論は関税撤廃に強く焦点が当たっているが、上の21分野、24の項目が示すように、貿易を円滑に進める方法や海外に企業が投資した場合の投資保護や投資の促進等、幅広くカバーしており、日本の貿易、投資にとってのメリットは大きい。逆にTPPに参加しない場合、日本が築いてきたアジア太平洋地域のネットワークの喪失や、そこから排除されることに繋がる懸念がある。大企業であれば、産業空洞化の問題を横に置けば、関税の安い国に進出しそこで生産し輸出入を行えば済むかも知れないが、日本の「ものづくり」の製造業を支えている中小企業の海外立地・移転はそう容易くはない。

2. 日本はなぜTPPに参加する必要があるか

日本のTPP参加が不可決な理由は大きく分けて2つある。1つは、人口減・少子高齢化という日本の成長阻害要因を克服するためには、外に向かって国を開き、世界、特にアジア太平洋の成長や活力を取り込む必要があることである。日本はASEAN（東南アジア諸国連合）に日・中・韓を加えたASEAN+3や、それに豪州・ニュージーランド・インドを加えたASEAN+6の自由貿易協定や自由貿易圏の形成に注力してきた。しかし、加盟10か国の発展段階の差が大きく、今もって不協和音が続くASEANを自由貿易圏の中心軸に据えるには無理があり、また日中韓の3国は歴史問題や領土問題等の阻害要因から足並みが揃っておらず、交渉が停滞している¹¹。このような状況にあって、日本はTPPに参加することで他のアジア太平洋諸国より立ち遅れが目立つ2国間の経済連携協定（EPA）を挽回できる。TPP交渉中の関係9か国の輸出総額は世界の約14.7%であるが、日本

7 外務省「APEC首脳会議の概要」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2011/aelm_gaiyo.html〉

8 高い技術を要する財を日本や韓国が生産し、労働集約的な生産工程は中国等が担う相互補完的な生産体制。最終需要地は米国等。星野（2011-2）。

9 2011年3月の東日本大震災による東北地域企業の生産能力の縮小や操業停止は、海外に進出した日本企業を含めて多くの国の企業に大きな影響を及ぼしたが、これは、東北の部材企業が広く世界に向けたサプライ・チェーンに組み込まれていることを示している。

10 TPPにより日本企業の海外進出の可能性が広がり、海外市場が拡大することをもって国内産業が空洞化する、との考え方。

11 星野（2011-2）

(4.7%) が参加することにより20%近くに達し¹²、域内の自由貿易で得られるメリットは日本にとっても関係9か国にとっても大きい。

いま1つの理由は、経済安全保障の視点である。関係9か国はベトナムを除き米国を中心に価値観を共有しており、社会主義市場経済を推し進めている異質な経済大国の中国が入っていない。アジア太平洋は政治、経済、社会、文化面で多様性があり、差異が大きい国・地域から構成されているが、同じ価値観（民主主義、人権尊重、法の支配といった「普遍的価値」）の国による多国間協定でまずは纏まることが重要であり¹³、2国間協定による雑多で不利な条件をのまされるような事態も避けられる。特に同じ価値観を強く共有する日本と米国にとり、政治的、軍事的にも存在感を増し、「核心的利益」(core interest)¹⁴は南シナ海を含みこれを守るためには武力衝突も辞さない、としている中国に経済的に対応する際に、今後、アジア太平洋の大きな枠組みとしての拡大が期待されるFTAAPにおいて、アジア太平洋の各国が、9.11以降、外交軸をアジア太平洋に戻しつつある米国と協力して中国のチャレンジに 대응するという視点が重要である¹⁵。一定のレベルのスタンダードと価値観を共有するTPPがそのための経済的な連携に向けたプロセスの一つとなる。

日本のTPP参加是非を巡っては、TPPは「日本経済を滅ぼす」や「日本農業を壊滅させる」¹⁶のものであり、「TPPの実態は日本の市場を米国に差し出すだけのもの」、従って「TPPへの参加など、論外」¹⁷といった多分に情緒的でセンセーショナルな主張がある。しかし、これらの主張は、TPPに入ることのデメリットは述べてはいるが、TPPに入ることのメリットや入らない場合のデメリットについては論考が十分とは言えない。後述するように、1970年代後半、アジア太平洋地域での自由貿易を推進しようとしたのは日本であり、現在、成長センターとしての位置づけに疑念を差し挟む余地のないこの地域で、日本がTPPを通じて自由な貿易と投資を推進するというオプションを取らないとすれば、一体、日本はどのような選択肢を取るといえるのであろうか。

TPP参加是非は関税撤廃と農業問題に焦点が当てられているが、もっと高みからの議論が必要である。なお、本稿のテーマではないので詳しく論じないが、医療の立場からTPP参加是非も議論されている。これは、TPP慎重派による、日本の医療制度が米国の外圧によって崩れることを危惧する主張である。例えば、日本医師会は「TPPそのものを否定しているわけではないが、国民皆保険の堅持、医療の安全と安心の確保が約束されない限り、TPPへの参加を認めることはできない。また、TPP交渉参加の議論をきっかけに、医療の営利産業化を推進する考えが広がることも容認できない」との見解を表明している¹⁸。しかしながら、TPPに参加が想定される日本以外の13カ国（関

12 日本貿易振興機構（ジェトロ）

13 星野（2011-2）

14 中国の外交を統括する載秉国・國務委員（副首相相当）により2010年12月に発表された論文「平和発展の道を歩むことを堅持せよ」において再定義された中国の「核心的利益」は、①中国の国体、政治体制、政治の安定、すなわち共産党による指導、社会主義制度、中国の特色ある社会主義、②中国の主権の安全、領土の保全、国家の統一、③中国の経済社会の持続可能な発展、の3つであり（前田宏子「中国の『核心的利益』をどう解釈するか」PHPサーチナ・ニュース、PHP総研）、中国共産党の一党専制を維持するための条件そのものである。

15 なお、アジア太平洋主義と安全保障の関係については、星野（2011-2）で詳しく論考しているので参照されたい。

16 例えば、森島、他（2011）

17 中野（2011）

18 社団法人日本医師会「TPP交渉参加に対する日本医師会の見解」2011年11月30日

係9か国と、現時点までに参加表明をしているカナダ、メキシコ、フィリピン、パプアニューギニアの4か国)は、日本と同じ国民皆保険制度に近い仕組みを現に採っているか、採ろうとしている国々であり、例外が米国なのである。その米国においても、オバマ大統領は国民全体に行き渡る医療制度改革を模索している。その観点からも、TPPに参加すると日本の国民皆保険制度が崩れる、とするのは誤りである。日本は医療の質が高く、外国から患者を呼び込もうというメディカル・ツーリズムが話題になるほどである。TPPに参加してこそ、医療をよりグローバルな視野で改革するという発想や気運が生まれてくると思われ、その意味でTPP参加は日本の医療制度改革のきっかけになる可能性がある。

農業に話を戻すと、当初は確かに打撃を受けるであろうが、長年に亘り不作為だった農業の構造改革は今や待ったなしであり、これを戦略的に進めるという意味でもTPPが1つの触媒となろう。人口の減少、少子高齢化で国内の市場が縮小していく状況で、TPPへの拒否反応が続けば、農産物の海外への輸出も縮小し、日本農業再興の道は険しくなる(TPPと農業の問題については本稿後半で改めて触れる)。

2011年の東日本大震災が明らかにしたように、日本経済は世界市場に深く組み込まれている。日本が震災からの早期復興を遂げるという視点からも、貿易や投資、経済面で世界との連携を深め、その恩恵を享受する環境作りの努力が欠かせない。TPP不参加により輸出先での関税引下げの恩恵を日本が享受できない場合、さらなる日本の製造業企業の海外移転と国内産業の空洞化に拍車をかけるといった大きなデメリットがもたらされる。日本が、そこに位置するアジア太平洋でのハイレベルな多国間協定から疎外され取り残されれば、日本の成長は大きく阻害され衰退に向かうだけである。その意味で、日本にTPP不参加という選択肢はあり得ないのである¹⁹。

なお、直近に行われた「東洋経済1000人意識調査」²⁰(調査期間:2011年9月22日~24日)でも、日本がTPP交渉に参加することに17.9%が賛成、どちらかといえば賛成34.0%、計51.9%で、かろうじて賛成が過半数を上回っているものの、賛成・反対が拮抗(反対7.1%、どちらかと言えば反対18.5%、わからない22.5%)している状況が窺える。

3. TPP参加のメリット

上でTPP参加が不可欠な理由を述べた際に、併せTPPに参加するメリットに言及したが、ここでは、上記に述べなかったTPP参加のメリットを、TPPに参加しない場合のデメリットや影響に敷衍しながら、改めて考えてみたい。

TPP参加に反対ないしTPP参加には慎重に対処すべしとする意見は、外国の制度、外国の企業、外国の製品が日本に入ってくること、そしてそのネガティブな影響が大きいこと等を中心に国内視点で捉えているようであるが、アジア太平洋をまたぐ自由貿易投資協定のTPPに参加すれば日本からの輸出のアクセスが一段と良くなる点をどのように評価しているのだろうか。例えば農産物について言えば、品質が良く安全で味の良い日本の農産物はアジアでは既に人気が高い(例として、

19 星野(2011-1)

20 東洋経済オンライン<<http://www.toyokeizai.net/business/society/detail/AC/ebfa847c464ce2d56782af47e38e465c/>>

日本のイチゴは中国やタイのスーパーで人気があり、高値で購入されている)にも拘わらず、日本から農産物を輸出しようにも新興国を中心とする高い関税障壁があり思うようにできていない。TPP慎重論者は、TPPに参加しても輸出は伸びないと主張するが、TPPに入らなければそのような輸出機会が奪われる。市場をどのように開拓し奪われないようにするか、の視点でTPP参加のメリットを考えると、輸出面ではTPP参加が確実にプラスになる。日本は米国、豪州いずれともEPAを締結していない。日本とASEANのEPAでは例外品目が多く、自由化率は80%台にとどまっている。日本はコメなど農産物を自由化の例外にしているが、相手国は鉄鋼など工業製品を例外扱いしており、これへの関税が引き下げられれば、あるいは関税がなくなれば輸出は大きく伸びる。確かに日本の関税率は農業分野以外は既にかなり低い、TPP参加国となるベトナムやマレーシア、豪州、ニュージーランドは相当高い鉱工業品の関税率を敷いている。日本のTPP参加は、日本から見てこれらの国々の市場開放になる。すなわち、TPP参加は、日本の農業従事者や製造業企業が、質が高く安い農産物や工業製品を日本から輸出し自由に活動できる環境を整備することになるのである。

2011年11月に日本がTPPへの参加協議表明(「TPP協定交渉参加に向けて関係国との協議に入る」)をしたことにより、カナダ、メキシコ、フィリピン、パプアニューギニアがTPPへの参加の検討を開始した。関係9か国に日本とこれら4か国を加えると、世界のGDPの約4割に達し、NAFTA(北米自由貿易協定)やEUを凌ぐ世界最大の自由貿易と投資の経済圏となる。TPP参加により貿易がさらに活性化すれば日本経済は上向く。企業が設備投資や企業買収に動き、その結果は雇用を増やし、失業率を改善させる。労働者の賃金も上昇する。

TPPが対象とする21の分野の1つに、物品・サービスの調達に関する内国民待遇の原則や入札の手続等のルールを定める「政府調達」(government procurement)があるが(表1)、TPP参加交渉中の関係9か国のうち、WTOの政府調達協定(GPA)に加盟しているのは米国とシンガポールだけである。日本とのEPAで政府調達について約束していないマレーシアや、十分な内容となっていないベトナム、ブルネイとの関係ではより高い水準の政府調達の規定をTPPにより追求できる。また、GPAに加入しておらず、日本と2国間EPAも締結していない豪州及びニュージーランドとの関係でも新たなGPAの約束を求めることができる²¹。すなわち、TPP参加により、関係9か国のうち、米国、シンガポール以外の他の7か国においても、例えばインフラ事業などの政府調達に日本企業が入札できる機会が増え、金融、通信、小売などのサービス分野でも日本企業の参入の門戸が広がる。

また、TPPはアジアの新興国や途上国を中心に政府の保護により民間企業より有利な競争条件を得ている国営企業の改革を促し、それらの国での市場競争に基づく日本企業の自由な事業活動にとって大きな弾みとなるであろう。国営企業が幅を利かせている状況では参入企業はその技術力やビジネスモデルを活かした公正な競争が阻害されるため、この種の国家資本主義の拡大を抑え、公正な市場競争を重視する流れを強めていく必要があるが、TPP交渉を主導する米国はベトナムやマレーシア等に国営企業の民営化を迫ると推測される。日本が今後、アジア太平洋での投資を増やしていく上で強いフォローの風となろう。

21 内閣官房「包括的経済連携の現状について」2011年11月 <http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111125/20111125_1.pdf>

さらに、2国間EPAで遅れをとっている²²日本にとっては、TPPの関係9か国、さらには14か国という「面」（多国間）で一気に挽回する好機でもある。

このようなTPPによるアジア太平洋における自由貿易投資圏構築の動きを中国や韓国も座視できなくなるであろう。実際、日本がTPP参加協議表明をして参加に向け取り組んでいることが、韓国をして日本とのEPA交渉に前向きにさせているという副次的メリットも出ている。たしかに、日本と韓国の2国間は政治的な障害や互いの農業問題に加え、韓国の対日貿易赤字が大きいという側面から日韓FTAは当面は難しいと思われるが、米韓FTAを締結している米国が参加するTPPに加わることにより、日本は実質上韓国とFTAを結ぶメリットを得ると考えても良いであろう。

米韓FTAが2012年3月15日に発効したことから（米韓FTAについてはISDS条項との関係で後に詳しく触れる）、韓国はいずれTPPへの参加を検討するかも知れない。また、日本がTPPに参加検討する、というニュースが流れただけで、これまで事実上ストップしていた日中韓FTAに対する中国や韓国のスタンスに変化（例えば、予定している研究期間の短縮化の動き、等）も見られた²³。日本は、TPPとは別に日中韓FTAも同時並行で検討を進め、後者をコアにして中国と米国の両国を巻き込んだアジア太平洋でのより広域の自由貿易圏のルール作りにおいてリーダーシップをとる、というオプションも真剣に考えて良いであろう。さらには、米国とEUがFTAを進める動きも出ているようであり、TPPがこれまで進捗がなかった他のFTAやEPAを促進する誘因になっている。その意味でTPPは、世界経済と自由貿易に「地殻変動」を起こす震源になりつつある、と言っても良いのではないだろうか。

貿易面で依然として規制が多い中国が今すぐにTPPに入ることについては、その思惑は別として、ハードルが高いが（特に、環境規制、労使関係、知的財産権保護、政府調達政策等の分野）、「中国の進めようとする改革の方向性が一致するとみれば、中国がTPPへの交渉参加を表明することはありうる」²⁴との見方もある。2001年に反対論を押し切ってWTO加盟による市場原理導入という大きな賭けに出た中国は、その果実として中国経済を大きく成長させた²⁵。WTOの経験から中国は、自由貿易が富を拡大することを学習したであろう。「米国による我田引水的な枠組みでないと判断されれば、国内改革を進める過程で中国がTPPに参加する可能性はある」²⁶であろう。中国にとって米国市場を包摂するアジア太平洋での貿易は重要であり、そこで差別されるようになることを中国は嫌うであろうから、当面はないとしても、どこかの段階で中国がTPP参加に向け検討を開始するのではないかと予想する（もちろん、米国主導でハイレベルの自由化が要求されるTPPよりも、自国主導のルール作りが可能と踏んでいる日中韓FTAに中国はまず足軸を置くとの予想が前提である）。

22 FTA比率（FTA〔発効・署名済〕相手国との貿易額が貿易総額に占める割合）は日本が17.6%であるのに対し、韓国は36.2%、米国37.5%、EU30%（いずれも2011年8月時点）。内閣官房「包括的経済連携の現状について」2011年11月<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111125/20111125_1.pdf>

23 逆にこれは、中国が、米国が主導して作る自由貿易のルールであるTPPには乗りたくないで、日中韓の3か国で早く纏まりたい、との意向だと解釈することも可能であろう。

24 「高成長は維持できるか打開策としてTPP浮上」週刊東洋経済6369号、2012年1月14日

25 例えば中国の自動車産業は、WTO加盟により外国勢にのみ込まれるのではないかと心配したが、むしろそれを追い風に大きな進歩を遂げることができている。

26 日中経済協会北京事務所長田村暁彦氏。上掲、「高成長は維持できるか打開策としてTPP浮上」週刊東洋経済6369号、2012年1月14日

4. TPPからアジア太平洋の自由貿易圏形成へ

日本、韓国、中国の3か国による日中韓FTAは2012年から交渉を開始することで3国が合意しているが、共同研究は終了しているものの、主として3国間の歴史問題や領土問題を含めた阻害要因のために、未だ開始の緒に就いていない。少なくとも、政治的ブレイクスルーが直ちに起こるとは現時点では考えられない。一方、東アジアの経済統合は、ASEANに日中韓の3か国をプラスしたASEAN+3で進めたいという中国側の思惑が強い。これに対して日本は、ASEAN+3に豪州、ニュージーランド、インドを加えてASEAN+6での市場を作ることを主張してきた。他方、TPPは、関係9か国、および現在交渉参加を表明、ないし参加検討をしている日本、カナダ、メキシコ、フィリピン、パプアニューギニアの5か国、計15か国が、いずれもアジア太平洋の21の国・地域で構成するAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の参加国であることから分かるように、APECが創設を検討しているFTAAP（Free Trade Area of the Asia-Pacific：アジア太平洋自由貿易圏）にいずれ収斂していくものである。

アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化、円滑化の旗振り役として1989年に発足したAPECは「先進国は2010年までに、途上国は2020年までに貿易・投資の自由化を進める」とのボゴール目標を発足5年後の1994年に採択したが、EUやNAFTAのように目標達成に強制力を持たせずに参加各国・地域の自主努力（voluntarism）に任せた結果、想定していた成果が出せてこなかったとのきらいがあった。TPPはそうしたAPECの「非拘束」（non-binding）の性質を「拘束」（binding）にすることで貿易投資の自由化や経済連携の効果を高めることが期待できる。FTAAPは2010年のAPEC横浜会合の宣言において将来的な実現への道筋が再確認され、ボゴール宣言を念頭に、2020年がその実現の目標年とされた²⁷。環太平洋の自由貿易圏構想をいち早く打ち出し、それを推進するために豪州と共にAPECを作り、米国を巻き込んできた日本²⁸が、アジア太平洋のリーダーとして、APECが主導するFTAAPの前段階のプロセスとしてのTPPに参加しないということはない。

TPPは、（中国が発足2年後の1991年にAPECに参加したように）中国の将来的な参加や、FTAAPへの収斂のプロセスを睨んで、アジア太平洋地域において透明で公正な市場を作り上げ、中国にそれに適合した行動を取るよう求めることもねえよう。これは日本企業にとって大きなメリットである。これまで日本企業は、技術移転等を巡り中国の一方的な要求や、知的財産権の不完全さゆえに大きな困難に直面してきた。TPP進展の副次的効果として日中韓FTAをハイレベルなものにできれば、こうした問題は相当程度日本に有利に解決する可能性がある。このような理由からも、日本は、早い段階でTPPへの参加を実現させ、東アジアからアジア太平洋のFTAAP構想に足軸を移すべきである。おそらく中国もTPPの動き慎重に見守っているであろう。前述したように、少なくとも現時点では、知的財産権や投資ルール等の分野を中心に、中国がTPPに加わることのハードルは極めて高いが、将来的に中国の参加がないとは過去の諸々の事例から言い切れず²⁹、中国のTPP参加を「想定内」として考えておくべきであろう。

27 FTAAPについては、星野（2011-2）p150以下が詳しい。

28 1978年に当時の大平正芳首相が打ち出した「環太平洋連帯構想」がPECC（太平洋経済協力会議）を経て1989年発足のAPECに引き継がれた。星野（2011-2）

TPPは表1で示したように、自由貿易だけではなく、投資やヒトの移動等、24項目の幅広い分野の多国間協定となる。WTOが定めたルールよりハイレベルな制度構築をTPPで進め、それをFTAAP、さらには、より広く世界大の自由貿易と通商の制度の構築に繋げていくという視点が重要である。上で述べたように、TPPはFTAAPに向けたアジア太平洋の地域経済連携の枠組み作りの第一歩であるが、TPP協定ができれば、多国間での利害調整（全交渉分野での一括合意）の限界から実質上頓挫³⁰し、多国間交渉から2国間、グループ間、地域間の自由貿易体制へのシフトを許しているWTOに代わるものとしての、世界の貿易・投資のルールに発展する可能性が十分ある³¹。日本が早い段階でTPPの参加交渉に加わり、日本にとりプラスになるような仕組みを加え、マイナ

表3 日本の対アジアEPA・FTAの状況

発効済み	シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、ベトナム、インド
交渉中	豪州
交渉参加へ向け協議中	TPP
研究段階	日中韓
構想段階	ASEAN+3、ASEAN+6、FTAAP

表4 広域経済連携構想の世界経済に占める位置づけ（2010年）

	世界人口 に占める構成比	世界経済 に占める構成比	日本との貿易額
ASEAN	8.7%	2.9%	14.6%
ASEAN+3	31.0%	22.6%	41.5%
ASEAN+6	49.2%	27.2%	47.0%
日中韓	22.3%	19.6%	26.9%
TPP	7.4%	27.0%	24.6%
APEC	40.1%	56.1%	71.7%
EU	7.3%	25.9%	10.5%

ASEAN=加盟10か国、ASEAN+3=ASEAN+日本・中国・韓国、ASEAN+6=ASEAN+3+豪州・ニュージーランド・インド、TPP=米国・シンガポール・ブルネイ・ニュージーランド・チリ・豪州・ペルー・ベトナム・マレーシアの9か国、APEC=TPP関係9か国を含む21の国・地域
(出所：日経ビジネスNo.1615 p37、2011年11月7日)

29 例えば、1972年、当時のニクソン米大統領が北京を電撃訪問し、毛沢東主席との間で国交を樹立したこと、あるいは、日本では、中国とASEANのFTAなど当分ないという見方が大半の中、2001年11月に中国とASEAN首脳が中ASEANのFTA創設で合意し日本政府に衝撃を与えた、ことなどは、中国の変わり身の早さを示している。

30 現行のドーハ開発アジェンダは農業や鉱工業分野の関税引き下げを巡り先進国と新興国が対立し、2011年末のスイス・ジュネーブで開かれた閣僚会議では、同アジェンダの早期合意を断念するとの議長声明が発表され現在に至っている。

31 TPPの21分野、24項目から明らかなように、TPPはWTOがカバーしていない競争、貿易と環境、貿易と労働、投資といった分野も取り込む幅広い協定として交渉されている。

スの要素を排除するような交渉を行うことは日本の利害上、極めて大切である。

なお、一部に、TPPには「後乗り」ができるので今直ぐ参加の判断をしなくても良いとの主張があるが、TPPに後から参加する国は、既参加のすべての国と1対1の参加交渉をしなければならず、これは後になればなるほど列車に乗るのが難しくなることを意味する。また、後乗りでは日本に有利な条件や交渉も引き出せなくなる。協定の枠組みが固まってしまってからルールについて交渉を行う余地はない。

5. ISDS条項

TPPの参加是非を巡る議論の1つにISDS条項がある。TPPにおける自由化ルール対象の24項目の中の「投資」は、「内外投資家の無差別待遇（内国民待遇、最恵国待遇）や投資の紛争解決手続き等についてのルール等を定める」³²ものであるが、ISDS条項はそれに関連して議論されているものである。日本のマスメディアがこの条項について表だって取り上げることはほとんどない³³が、日本のTPP参加に反対の主張をする人たちが、その理由の1つにISDS条項の存在を挙げており、ここで少しく論じてみたい。なお、この他に「ラチェット（ratchet）規定」³⁴もTPP反対論者によりTPPが及ぼす「毒薬」の1つとして挙げられることが多いが、紙数の制約でこれへの論考は次の機会に譲る。

ISDSはInvestor-State Dispute Settlementの略語（アクロニム）で、日本では「国家と投資家の間の紛争解決手続き」と訳され「ISD条項」と通称されることが多い³⁵。同条項は、投資を受け入れた国が協定に違反し、あるいは投資国の政策によって、投資した企業等が被害や損失を被った場合、当該企業がその国を相手取って中立的な立場にある国際仲裁機関に仲裁を要請できる、ことを内容とする条項である。国と国の間で締結する条約は、紛争が生じれば国と国との間で処理されるのが一般的な考え方である。しかし、外国に投資をした企業等の事業者が、例えば国有化などにより投資した事業が行えなくなった場合等に、投資家国籍がある母国に紛争処理を要請しても外交上の配慮から国が取り上げてくれなかったり、投資受入国先（特に途上国の場合）の裁判所が信頼できない（投資受入国側に有利な判断を下すのではないかとの懸念がある）ケースがあり、このような場合に備えた投資家保護の規定がこのISDS条項である。2国間や複数国間の投資協定に挿入されていることが多い。

ISDS条項が問題となるのは、例えば国有化等による設備や財産の没収・収用に加え、法律や規則の導入や変更によって没収・収用と同様の損失や損害を被る場合、あるいはそれによって投資家が期待した利益が損なわれたと判断される場合についても仲裁機関による仲裁の対象となる点である。TPPという自由貿易投資協定の締結により、日本がISDS条項に基づいて外国企業に訴えられ

32 外務省「TPP協定交渉の概括的現状」2011年12月

33 2011年11月11日の参議院予算委員会集中審議の席上、佐藤ゆかり議員の質問に対し、野田首相は「ISDS条項はあまりよく寡聞にして詳しく知らなかった」と発言し、この部分をマスメディアは揶揄をもって取り上げた。

34 ratchetは「一方にしか動かない爪歯車」という意味で、市場開放や規制緩和の逆行を止める規定。FTAやEPAに見られる。

35 外国ではISDSと略されるため、本稿では「ISDS条項」ないし「ISDS手続き」と称する。

る（仲裁に持ち込まれる）ことが多くなるのではないかと、というのがTPP参加に慎重ないし反対する人達の主張である。

2012年3月15日に発効した米韓FTAについて、ISDS条項が挿入されている同FTAは韓国にとって不平等条約である、といった主張が韓国内でなされた。「米韓FTA」+「不平等条約」でネット検索すると読み切れないほどの論説が現れ、この関連の記事が日本の雑誌等にも多く掲載されている。上で記したように、日本は2011年11月のAPECホノルル首脳会合において「TPP参加に向けて関係国との協議に入る」旨を表明したが、それが、韓国をしてアジア太平洋のFTAから同国が取り残される、との懸念を抱かせ、韓国政府が反対派を抑えて強硬採決に持ち込んで米韓FTA条約を批准させた、とも言われており、このような経緯が同FTAが不平等条約だとする韓国内の世論をネットメディアを通じて喚起させたと考えられる。

韓国国内での米韓FTA反対派の主張は、米韓FTAに数多く見られる韓国に不利な条項（「毒薬条項」）の1つがISDS条項で、これが韓国の経済社会に大きなダメージを与えているとしている。具体的には、ISDS条項により、韓国に投資した米国資本や企業は韓国で裁判を受ける必要がなくなり、その結果、韓国の主権の喪失を招き、韓国憲法上保障された司法権、平等権、社会権が崩れる、というものである³⁶。米韓FTA反対派の主張によれば、同FTAのISDS条項で最も大きな影響を受けると言われているのが医療と保険の分野で、例えば、韓国内の一般人の間では、米韓FTAにより、加入することが義務付けられている国民健康保険制度が失われ、その結果医療費が値上がりする、といった噂が広がった。米韓FTAにより、米国の投資家が、国民健康保険が適用されない医療サービスを提供する営利病院を韓国国内で設立できるようになり、また、その投資家は利益を上げることが妨げる韓国の健康保険制度を廃止するよう訴訟を起こせる、というのがその根拠になっているようである³⁷。

ISDS条項が含まれている米韓FTAが韓国に不平等であると主張する論拠は様々であるが、要約すると、(1)解決を仲裁する国際仲裁機関のICSID（International Center for Settlement of Investment Disputes：投資紛争解決国際センター）が米国寄りであり、中立性が保たれていない³⁸、(2)アメリカ企業は濫訴が多い、というのがその背景にある。

ISDS条項が貿易投資協定に初めて組み入れられたのは、1994年に発効した米・カナダ・メキシコのNAFTAだったと言われている。NAFTAにより、カナダやメキシコの実地規制が米国企業により訴えられたために環境団体がこれを問題視し、それが日本に伝わってISDS条項の問題が表に出るようになった³⁹。因みに、2004年に発効した米国と豪州の米豪FTAでは、豪州の強い反対によりISDS条項挿入は見送られている。

36 韓国外交通商部（Ministry of Foreign Affairs and Trade）「わかりやすく書いた、いわゆる韓米FTA毒薬条項主張に対する反論」（2011年1月）。高安雄一「韓米FTAの“毒”は韓国の農業を壊滅させるのか」日経ビジネスオンライン、2012年3月15日

37 趙章恩「韓米FTAとTPPが抱える共通の課題」日経ビジネスオンライン、2011年11月9日

38 ICSIDはワシントンDCに置かれる世界銀行グループ機関。「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（1965年に署名が開始され、翌1966年に発効）のもとに設立され、128ページに及ぶRegulations and Rulesが制定されている。同条約には現在157の国が署名し、147か国が批准をしている。（ICSID-World Bank <http://icsid.worldbank.org/ICSID/Index.jsp>）。因みに、世界銀行の総裁は米国人から選出されるという暗黙のルールがあり、創設以来現在までそれが続いているが、世界銀行自身は当然、仲裁裁判に一切関与しない。

日本のTPP参加に慎重・反対の意見は、その根拠として、不平等な米韓FTAで韓国が打撃を受けることをもって、日本がTPPに参加すれば韓国の二の舞になる、とのロジックを使っている。米韓FTAは、韓国側に一方的に不利なこのISDS条項が含まれており、日本がTPPに参加すれば同様に日本にとり大きな不利益が生じる事態になる、とするものである。しかし、企業に対する措置が恣意的で不公正であり、外国企業だけを不利に扱うような場合を除き、国家の正当な政策が問題とされないことは仲裁の判断として国際的に定着している。国内においてどのような規制を行なうかはその国の政策の範囲内のものであり、外国企業のみをねらい撃ちするような不当な措置でなければ、医療政策、環境規制や食品の安全性規制なども問題とされることはない。また、仮に仲裁裁判所で負けたとしても金銭による賠償だけであり、規制の変更が命じられることはない⁴⁰。

そもそもISDS条項は米韓FTAやTPPに特有のものではなく、米国や韓国が結んでいる既存のFTA、日本が各国と締結してきたEPAにも盛り込まれている。日本は既に25を超える国とのEPAや投資協定でISDS条項を規定しており⁴¹、少なくともこれまでは大きな問題が生じていない。日本は米国とはISDS条項の経験がないが、日本企業が例えば、タイを訴えるのは良いが、米国企業が日本を訴えるのはよろしくない、という論理は通用しないであろう。

表5が示すように、NAFTA関連では、米国企業（米国籍の投資家）が提訴した30の事案のうち、係属中を除くと、米国企業側の勝訴の判断が出たケースは必ずしも多くない。消費者の心証悪化等を考えれば、相手国の政府を訴えるというのは企業側にとっても多大なリスクを伴う行為であり、よほどの不公正がない限り、提訴は割に合わない⁴²筈である。海外に進出した日本企業はISDS条項を利用したことはあるが、日本政府が訴えられたことはなく⁴³、外国企業のみを差別的に処遇するような規制でない限り訴えられることはないと見て良いであろう。そもそも日本に対する米国からの直接投資はまだまだ少ない。日本の投資家が海外で不利な扱いを受けないようにし、日本企業による積極的な海外投資活動を保護するという視点からすれば、ISDS条項はメリットが大きく、必要な規定だと考えられる⁴⁴。内閣官房国家戦略室の「TPP協定交渉の分野別状況」によれば、「我

39 山下一仁「TPPとISDS条項」キャノングローバル戦略研究所、2012年2月23日。なお、山下によれば、メキシコが廃棄物の処理を行っていた米国企業に訴えられて敗訴した事案は、メキシコの連邦政府が企業立地を許可し、地方政府の許可には必要ないとの企業に保証しながら、権限のない地方政府が一方的に立地を否定して、設備投資が全く無駄になったというケースであるという。また、カナダが、ガソリン添加物の規制を導入することによって米国の燃料メーカーが操業停止に追い込まれたために訴えられた事案では、ガソリン添加物の使用や国内生産は禁止しないで、(連邦政府の権限が及ぶと考えられた)州をまたいだ流通や外国からの輸入については規制するといったものであり、外国企業に一方的に負担を課すものであった。これは、ISDS条項ではなく、国内の手続き違反との理由で連邦政府が州政府に国内で訴えられて敗訴した結果、規制が撤回されたもの。双方のケースいずれも、ICSIDに仲裁を持ち込む企業が国内法の手続きの放棄を求められるという点で非常に特異であり、対国家の提訴は北米3カ国の間で大きな問題となったが、実際は、NAFTA成立(発効)後の20年間で米国企業がカナダ政府を訴えたのは16件であり、その16の事案のうち米国企業が勝訴したのは2件。5件では米国企業が敗訴している。

40 山下一仁、前掲

41 2011年2月現在。経済産業省「産業構造審議会通商政策部会不正貿易政策・措置調査小委員会」資料

42 河野拓郎「催涙弾飛び交うなか強行採決米韓FTA“毒素条項”の真相」週刊ダイヤモンド、2011年12月6日

43 山下一仁、前掲

44 外務省は「TPP協定に『国家と投資家の間の紛争解決手続』などを盛り込むことは、内国民待遇などを確実なものとする上で重要。具体的にはTPP協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の取用などによる不当な待遇を受ける事態が発生した場合、こうした手続を通じて問題の解決を図ることも可能となる」としている。外務省「TPP協定により我が国が確保したい主なルール」2011年11月<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pp/pdfs/pp02_02.pdf>

表5 NAFTAにおける投資仲裁の事例（継続中及び解決済）

	投資家	仲裁開始	投資家の国籍	投資の種類	進行状況	仲裁判断
--	-----	------	--------	-------	------	------

○投資家vs米国

1	The Loewen Group, Inc. & Raymond L. Loewen	1998年	カナダ	葬儀場経営	仲裁判断	請求棄却
2	Mondev International Ltd.	1999年	カナダ	商業不動産	仲裁判断	請求棄却
3	Methanex Corp.	1999年	カナダ	ガソリン添加物生産者	仲裁判断	請求棄却
4	ADF Group Inc.	2000年	カナダ	道路事業	仲裁判断	請求棄却
5	Kenex Ltd.	2002年	カナダ	麻企業	係属中	
6	Canfor Corp	2002年	カナダ	営林企業	係属中	
7	Glamis Gold Ltd	2003年	カナダ	金鉱採掘事業	仲裁判断	請求棄却
8	Terminal Forest Products Ltd	2004年	カナダ	営林企業	係属中	
9	Tembec Inc. 他	2004年	カナダ	営林企業	係属中	
10	Grand River Enterprises Six Nations, Ltd.	2004年	カナダ	タバコ企業	係属中	
11	Theodorus de Boer 他 (Canadian Cattlemen for Fair Trade)	2005年	カナダ	農企業	管轄判断	管轄否定
12	Domtar Inc.	2007年	カナダ	紙製品会社	係属中	
13	Apotex	2008年	カナダ	製薬会社	係属中	
14	Cancar	2009年	メキシコ	トラック輸送サービス	係属中	
15	Apotex		カナダ		係属中	

○投資家vsカナダ

1	Ethyl Corp	1997年	米国	MMT-ガソリン添加	解決済み(和解、カナダが投資家に約1300万米ドルを支払物う)	
2	S.D. Myers Inc.	1998年	米国	PCB 廃棄物	仲裁判断	請求一部認容(賠償金：約386万米ドル及び利子)
3	Pope & Talbot社	1999年	米国	針葉樹製材工場	仲裁判断	請求一部認容(賠償金：約46万米ドル及び利子)
4	United Parcel Service of America Inc.	2000年	米国	郵便サービス	仲裁判断	請求棄却
5	Cromton (Chemtura) 社	2002年	米国	リンデン(農薬の原料)生産	係属中	

6	Contractual Obligation Productions, LLC, Charles Robert Underwood & Carl Paolino	2004年	米国	映画制作	係属中	
7	Albert Connolly	2004年	米国	不明	不明	
8	Merrill & Ring Forestry	2006年	米国	製材企業	係属中	
9	Vito Gallo	2006年	米国	非有害廃棄物の埋め立て	係属中	
10	Great Lakes Farms LLC and Carl Adams	2006年	米国	乳製品輸出	係属中	
11	Mobil Investments Canada Inc. and Murphy Oil Corporation	2007年	米国	石油開発の持ち株会社	解決済み(和解、詳細は公開されていない)	
12	Chemtura	2007年	米国	リンデン(農薬の原料)生産	係属中	
13	Bilcon of Delaware他	2008年	米国	(無記載)	係属中	
14	Dow AgroSciences LL	2009年	米国	(無記載)	係属中	
15	Howard and Centurion Health Corporation	2009年	米国	(無記載)	係属中	
16		2010年	米国	(無記載)	解決済み(和解、カナダが投資家に1億3000万ドルを支払う)	

○投資家vsメキシコ

1	Metalclad	1997年	米国	有害廃棄物処理企業	仲裁判断	請求一部認容(賠償金:約1669万米ドル(含む利子))
2	Robert Azinian他	1997年	米国	廃棄物処理	仲裁判断	請求棄却
3	Waste Management	1998年	米国	廃棄物管理契約	管轄判断	管轄権否定
4	Marvin Roy Feldman Karpa	1999年	米国	たばこ輸出企業	仲裁判断	請求一部認容(賠償金:約93万米ドル)
5	Waste Management	2000年	米国	廃棄物管理契約	仲裁判断	請求棄却
6	Adams他	2001年	米国	休暇用不動産	不明	
7	Calmark Commercial Development Inc.	2002年	米国	建設	係属中	
8	Fireman's Fund Insurance Company	2002年	米国	債務証書	仲裁判断	請求棄却
9	International Thunderbird Gaming Corporation	2002年	カナダ	ゲーム施設	仲裁判断	請求棄却
10	GAMI Investments	2002年	米国	砂糖工場	仲裁判断	請求棄却
11	Robert J. Frank	2002年	米国	休暇用不動産	不明	不明

12	Archer Daniels Midland and Tate & Lyle Ingredients Americas, Inc.		米国	ソフトドリンク用甘味料製造企業	仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約3351万米ドル及び利子)
13	Corn Products International, Inc.	2004年	米国	ブドウ糖果糖液糖企業	係属中	
14	Bayview Irrigation District 他	2005年	米国	農企業	管轄判断	管轄権否定
15	Cargill, Incorporated	2005年	米国	ソフトドリンク用甘味料製造業	係属中	

出所：外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_06.pdf> 2011年10月25日時点
(出典：UNCTADの投資仲裁データベース「DATABASE OF TREATY-BASED INVESTOR-STATE DISPUTE SETTLEMENT CASES」<<http://www.unctad.org/iia-dbcases/index.html>>)

が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点」において、「『国家と投資家の間の紛争解決手続』が採用される場合、我が国がこれまで締結してきた EPA や投資協定、エネルギー憲章条約と同様、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が締結した EPA や投資協定、エネルギー憲章条約の『国家と投資家の間の紛争解決手続』に基づいて、我が国に対する投資紛争が国際仲裁に付託されたことはない」⁴⁵。

外国企業のみを差別的に処遇するような規制でない限り訴えられることがないISDS条項によって、仮に日本が訴えられることがあれば、日本は受けて立てば良い。ISDS条項が説明責任を果たす制度であると捉えて、対象となる日本の制度の合理性を示せば良いのである。合理的と認められる事案で敗訴の判断が出ることはないであろうし、仮に敗訴した場合、合理的でない点を改めれば足りる。以上のことから、ISDS条項を必要以上に恐れる必要はないとの結論となる。まして、TPPは2国間のFTAではなく10か国以上が参加する多国間の自由な貿易と投資の協定となる。仮に米国が不当で理不尽な要求をしてきた場合、米国以外の国と問題毎に連携すれば十分跳ね返すことができるであろう。

6. TPPにより「日本の農業は壊滅する」は正しいか

FTAやEPAの自由貿易協定において、農業分野はどの国においてもデリケートな問題である。世界を見回しても、農業を保護していない国は殆どなく、主要国はFTA・EPAを積極的に進める一方で、自国・地域の農業の維持・発展等のため、一定の予算を手当てして様々な施策を実施している。例えば、主要国における国家予算から農業予算に投じられている額の割合は、フランスとドイツがそれぞれ4.1%、米国2.8%、日本は2.5%である。(表6)。自由貿易協定において農産品は通常、「センシティブ品目」⁴⁶として扱われる。日本においても、国民の生命、健康を守る食糧安全

45 「国家と投資家の間の紛争解決手続」において最も多く利用されるICSIDによると、2011年6月末までに同仲裁機関に付託された案件の関連業種は、石油・ガス・鉱山業（全案件の25%）、電力等エネルギー産業（13%）、運輸業（11%）、上下水道・治水（7%）、建設業（7%）、金融業（7%）、情報通信業（6%）、農林水産業（5%）、観光業（5%）、サービス・貿易業（4%）、その他の産業（10%）となっている。「内閣官房国家戦略室「TPP協定交渉の分野別状況」2011年10月<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111014/20111021_1.pdf>)

保障の観点から国内の農業を守らなければならないのは至極当然である。日本は輸入米には778%（従価税ベース）の関税を課し、外国米が国内に入りにくいようにしてきた。また、コメの価格を維持するために減反政策等の生産調整を実施してきたが、その結果は、農業経営から創意工夫が奪われ、日本のコメ農家からは競争力が失われた。日本農業の現状を見れば、農業の守り方に結果的に問題があったと言われても仕方がない。

表6 主要国の農業関連主要指標（平成20(2008)年）

	米国	EU	フランス	ドイツ	英国	日本
農業予算額（億円）	87,758	82,010	18,197	18,429	10,991	21,799
国家予算対比（%）	2.8	45.1	4.1	4.1	1.2	2.5
農家1戸当たり農業予算（万円）	399	60	345	497	367	86
農地1ha当たり農業予算（万円）	2.1	4.4	6.2	10.9	6.2	47.1
農家1戸当たり農地面積（ha）	186.9	13.5	55.5	45.7	59.0	1.9
農林水産業総生産額（億ドル）	1,650	2,928	523	292	187	696
農地面積（万ha）	41,120	18,485	2,924	1,692	1,768	463
農家（農業）数（万戸）	220.0	1,370.0	52.7	37.0	30.0	252.1

出所：農林水産省「平成22年度 食料・農業・農村白書」p123

<資料> 予算額は、米国「予算教書」、EU「EU官報」、フランス予算書資料、ドイツ連邦消費者保護食料農業省予算資料、英国環境・食料・農村地域省予算資料、農林水産省予算資料。農家戸数は、米国「Agricultural Statistics」、EU及びEU各国「Eurostat Database」、農林水産省「農業構造動態調査」。農地面積は、FAO「FAOSTAT」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農業構造動態調査」。農林水産業総生産額は、「国連統計」、内閣府「国民経済計算」

<注> 1) EUの予算額は、EU予算であり各国予算の積み上げではない。フランス、ドイツ、英国の予算はEUの当該国分支出額を含む。2) EUの農家（農業）数は平成19（2007）年の数値。3) 米国は栄養支援プログラムを含む。

現在、農家の6割以上は65歳以上の高齢者⁴⁷であり、新規就農者も増えておらず⁴⁸、誰が農業を担うのかという根本的な問題の解が見当たらない状況である。一方で、生産調整のための減反や耕作放棄地が拡大⁴⁹する等、農地をフル活用しない状況が続いており、このような農業における負の連鎖を断ち切るための構造改革は待たなしである⁵⁰。

このような状況の中で、日本ではTPP参加により、すべての農産物が「即時」関税撤廃、といった「あり得ない」話が公然と語られ、農業関係者を中心にTPP反対の議論が巻き起こり、TPP参加についての議論を歪曲させている⁵¹。

TPP慎重・反対意見では、安い外国産品が流入してくることを脅威が強調されるが、韓国が米国

46 その国にとって重要な品目であり、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響となるおそれがある品目。品目の数や具体的な取り扱い等については交渉で決まる。

47 農業就業人口260.6万人のうち65歳以上は160.5万人（61.6%）。2010年現在。農林水産省「農業労働力に関する統計」

48 新規就農者は2006年の8.1万人から2010年は5.46万人に減少している。農林水産省「農業労働力に関する統計」

49 現在の耕作放棄地は40万ヘクタールで、これは埼玉県の間積を超えている。

50 コメの国内生産は1995年の1,072万トンから2010年には847万トンへ15年で約20%減少している。農林水産省「平成22年度 食料・農業・農村白書」

との間で、国内農家を中心に自由化に対する激しい抵抗が見られた米韓FTAを成立させることができた要因の1つに、韓国の農業の競争力強化等のための総合政策があったことを理解し、日本はその教訓から学ぶ必要がある。同政策で、韓国は2008年頃から手厚い農業対策を打ち出し、多額の資金を手当てして、これを農業の競争力強化、農家年齢の若返り、専業農家の集中に割り当てる等の農業・農村総合対策を実施してきた。これは、農業の来るべき市場開放を見越して、農家の経営体質の強化を図ろうとしたものであった⁵²。

表7 農林水産省「国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算について」

品目名 (%)	生産量減少率	生産減少額 (百億円)	試算の考え方
コメ	90	197	新潟産コシヒカリ、有機米等のこだわり米等を除いて置き換わる。
小麦	99	8	国内産小麦100%をセールスポイントとした小麦粉用小麦を除いて置き換わる。
大麦	79	2	主食用（押麦）及び味噌用（裸麦）は残り、ビール用、焼酎用、麦茶用等は置き換わる。
いんげん	23	0.3	高級和菓子用、煮豆用等を除いて置き換わる。
小豆	71	2	高級和菓子用を除いて置き換わる。
落花生	40	1	殻付き（莢入り）は残り、むきみは置き換わる。
甘味資源作物	100	15	品質格差がなく、すべて置き換わる。
でん粉原料作物	100	2	品質格差がなく、すべて置き換わる。
こんにやく いも	80	3	生ずりこんにやくは残り、こんにやく精粉から製造されるこんにやくは置き換わる。
茶	25	3	1番茶及び2番茶は残り、3番茶、4番茶及び秋冬番茶は置き換わる。
加工用トマト	100	3	ケチャップ等のトマト加工品は品質格差がなく、すべて置き換わる。
かんきつ類	9	1	ストレート果汁は残り、濃縮果汁及び缶詰は置き換わる。
りんご	9	1	ストレート果汁は残り、濃縮果汁は置き換わる。
リンアップル	80	0.1	缶詰は置き換わる。これに伴って缶詰用と同じ株から生産される生果用が減少する。
牛乳乳製品	56	45	乳製品では、鮮度が重視される生クリーム等を除いて置き換わる。飲用乳では、業務用牛乳等を中心に2割が置き換わる。

51 関税撤廃については、「例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティブティへの対応として7年から10年の段階的撤廃により対応することが、基本的な原則としてすべての交渉参加国で合意されている」内閣官房、外務省、財務省、農水省、経産省「TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国以外8カ国）」。2012年3月1日。但し、「関税の撤廃・削減の対象としない『除外』や扱いを将来の交渉に先送りする『再協議』は原則として認めず、長期間の段階的関税撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。各国の状況によって個別の対応を考える必要性は認めるとの考え方を示す国もあり、コンセンサスには至っていない」。同

牛	肉	75	45	4等級及び5等級は残り、3等級以下は置き換わる。
豚	肉	70	46	銘柄豚は残り、その他は置き換わる。
鶏	肉	20	19	業務・加工用の1/2が置き換わる。
鶏	卵	17.5	15	業務・加工用のうち弁当等用と加工用の1/2が置き換わる。
合	計		4兆1千億円	

出所：農林水産省「国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算について」<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/pdf/shisan.pdf> 2011年10月25日。

TPP反対論やTPP亡国論の大きな根拠となっているのが、TPPに参加すると農業生産額が4兆1千億円減少する、という農林水産省の試算である⁵³。同試算は、関税率が10%以上で、かつ生産額が10億円以上の農産物（林産物・水産物は含まない）の19品目（コメ、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等）がTPPに参加することによる影響として、コメの1兆9千7百億円を筆頭に、合計で4兆1千億円も減少し（表7）、また、食料自給率（カロリーベース）が40%から15%に減少し⁵⁴、農業の多面的機能⁵⁵の喪失額は3兆7千億円、さらに農業及び関連産業への影響として、GDP減少額が7兆9千億円、就業機会の減少数は340万人に上る、と試算している。しかしながら、農林水産省のこの試算は、「全世界のすべての国を相手に」「関税を即時撤廃」し、なおかつ「何の対策も講じない」という現実的には「あり得ない」前提に基づいており、TPP参加との直接的因果関係に説得力がない。同試算は、日本の農業とコメの生産が崩壊するという結論を導く目的（結論ありき）で影響を過大に弾いたものであり、問題が多い。筆者としては、それ以上に、農業政策を預かる農林水産省が日本の農産物の安全性や付加価値、国際競争力を過少評価し過ぎている点が気になるところである⁵⁶。

確かにTPPは「すべての物品やサービスを貿易自由化のテーブルに乗せる」高いレベルの例外な

52 韓国では2003年9月にFTAロードマップが策定された後、同年11月に「農業・農村総合対策計画」（投融資計画。2004年～2013年。総額119.3兆ウォン（約8.4兆円））、「米韓FTA国内補完対策」（投融資計画。2008年～2017年。総額20.4兆ウォン（約1.4兆円）、「韓EU FTA国内補完対策」（2011年～2020年、畜産関係総額で2兆ウォン（約1.400億円））の下で、基盤・施設の整備等による競争力向上、米所得補填直接支払等による農家所得対策、農村総合開発等による農村対策、をはじめとして国内農業の競争力強化等に向けた対策が実施されている。農林水産省「平成22年度 食料・農業・農村白書」

53 農林水産省「国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算について」<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/pdf/shisan.pdf>2011年10月25日

54 なお、日本のカロリーベースの食料自給率は39%であるが、生産額ベース食料自給率は69%である。農林水産省。2010年度

55 「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」農林水産省

56 なお、これと関連するが、日本のTPP参加協議表明を受け米国政府がパブリック・オピニオンの募集（「日本との協議に関する米国政府意見募集」）を行ったが、締切りまでに計115件の意見が提出された。内訳は、TPP参加に肯定的意見99件（86.1%）、否定的意見8件（6.9%）であった。否定的意見の中には、日本の全国農業協同組合中央会（全農）からのものも見られた。全農の意見の主旨は、「例外なき農産品関税撤廃は日米両国の友好関係を損なう。日本国内の酪農・食肉生産が減少すれば米国からの飼料輸入も減少する。国境地帯の農業等への打撃は安全保障上の問題となるおそれがある。日本の食料輸入増加により世界の飢餓・栄養不足人口が大幅に増加する。例外なき関税撤廃や国内規制の厳格な統一は、アジア太平洋地域の共通目標達成に資するものではない」とするものであった。外務省「TPP協定（日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要）」2012年2月<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/us_iken_1201_1.pdf>

き関税撤廃の自由貿易協定と言われているが、それはあくまで「原則」である。全ての関税の撤廃主張の最右翼にいと考えられている米国でさえも、例えば豪州に対しては砂糖、ニュージーランドに対しては乳製品の関税維持の主張をすると推測されるし、実際、訪米した玄葉外相とカーク米通商代表部（USTR）代表との会談（2012年4月11日）においても、「物品（goods）の関税の最終的な扱いについては、TPP交渉プロセスの中で決まっていくものである」ことが確認されている⁵⁷。要は、WTOのラウンド交渉におけるような「ネガティブ・リスト」⁵⁸を如何に勝ち取れるか、あるいは関税撤廃までどのくらい長期の時間を獲得できるか、の交渉がTPPにおいて重要なのである。

コメは日本農業の象徴であり、TPPにおいて日本はコメを、まずは自由化の例外措置とするよう強く交渉すべきことは至極当然である。コメには日本の短粒種とアジアの長粒種の違いがあり、また農産物の国産品と輸入品には、品質、味、鮮度、安全性などに違いがある。仮に関税が撤廃されたからと言って、国内品が急激に、あるいはTPP慎重・反対論者が言うようにコメが一遍に全滅するとは考えられない⁵⁹。国内でコメが大不作になった1993年、日本はタイより260万トンのコメを緊急輸入したが、日本人のほとんどはタイ米を食卓に上らせなかったことは筆者の記憶にまだ残っている。日本人が食べるコメと多くの国で作られているコメは種類が違うのであり、日本人しか食べない粘り気の強い汎用性のないコメを積極的に作って輸出しようという国はおそらくないであろう。1986年から93年までのGATTウルグアイ・ラウンドでもコメの自由化が大きな問題になったが、日本はこれを乗り越えた⁶⁰。また、コメ以外では、過去に牛肉やオレンジが自由化されたが、品種改良やブランド化等による差別化を図って、日本の農畜産物は今日、立派に生き延びている。中国による安全な日本の農産品⁶¹の買い付けは今後増々増えるであろう。一般消費者にとってはTPPにより選択肢が増え、国産品と輸入品を上手く使い分けを行うようになるであろう。自由化されている牛肉も、例えば、すき焼きには少々高くても国産和牛を使い、弁当のおかずにはオーギー・ビーフ（Aussie Beef）を使用する等の使い分けは、今でも日本の一般家庭で普通に行われている。

零細企業を含めたすべての農家を支援対象とする日本の所得補償政策には、日本の農業の生産性を高める力はない⁶²。現行の農地法は企業の参入に障壁を設けているが、例えば、販売力や商品開発力を持つ企業と生産ノウハウを持つ農家が互いに得意分野で協力すれば競争力強化につながる。また、農業分野での知的財産権を早く整備し、例えば温度変化にも強い品種改良の技術や、農産物の高い安全性等の日本の農業の強みを生かすルール作りを主導できるというメリットもTPP参加により考えられる。国内農業がいくら美味しく安全な農産品を輸出しようとしても、相手国の関

57 外務省「玄葉外務大臣とカーク米通商代表の会談（概要）」2012年4月11日<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/g8fmm12/ustr1204.html>

58 FTA協定等において自由化の例外扱い対象とする品目が記載されたリスト

59 因みに、今回のTPP交渉参加の関係9か国の中で日本人が普段食べるコメ（ジャポニカ米）を作っているのは実質的に米国だけであり、米国内でのジャポニカ米の生産は20万トンで、日本の国産米の3%にも満たない。生源寺（2011）

60 778%の高い関税をかける代わりに、ミニマス・アクセスで海外から最低限のコメ輸入を行うことを選んだ。

61 因みに、中国では最近時、日本の安全な製品を「精品」という言葉で表しているようである。

62 現行の戸別所得補償は小規模兼業農家も補償対象とするため、小規模農家がコメ生産の6割を占める構造が改善しない一因になっている。

税が高ければ輸出が容易に伸びない。農業こそ貿易相手国の関税を引き下げ、あるいは撤廃させて、輸出をより容易にするTPPの貿易自由化のメリットを積極的に享受できる分野であると考えられる⁶³。

農業の強化と自由化は表裏一体で考えることが必要である。TPPに参加しない場合であっても日本農業の構造改革は、農林水産省の言うように「待ったなし」の状況であるが、残念ながらそのための処方箋が書けていない。農業改革を進めない場合、日本は、TPPばかりか、他の農業国との2国間のEPA交渉も進まなくなる恐れがある。勿論、TPP参加により農業への影響は必至であろう。農業改革と自由化・競争激化との間の時間との戦いと言えるかも知れないが、関税撤廃による影響をどれだけ時間をかければ小さくできるかを検証し、TPP交渉の中で、例えば、関税撤廃までに如何に長い期間を求めるとかを戦略と戦術をもって臨めば良いのである。その意味でも、TPP交渉には早期に参加して、日本が中身の議論に加われるようになることが重要である。農業団体は、TPP参加の前提に立ち、どのような保護政策やセーフティネットが必要かを提案する方が、TPP反対を唱えるよりもより生産的であると考えられる。

これまで比較的高い関税で守られてきた農産品の国内市場は、高齢化と人口減少で今後さらに縮小する。日本農業を維持、振興させる場合、輸出により海外市場を開拓せざるを得ない。TPP参加は、貿易自由化により、輸出の拡大と同時に、製造業はもちろん、農業を含めて国内経済の生産性を底上げする。市場がアジア太平洋全域に広がり、成長市場への参入障壁を下げる効果は大きい。世界に目を転じれば食糧需給は逼迫しており、TPP参加は市場獲得に打って出るまたとない機会を日本に提供する。農業従事者もこの点のメリットは既に気づいている筈である。

7. TPPは日本にとってチャンスである

以上、TPP交渉の現状、日本のTPP参加の必要性と参加のメリット、投資分野における紛争解決手続き規定のISDS条項、TPP参加と農業の問題、等について論考してきた。以下では、本稿を締め括るに当たり、これまで述べてきたことを敷衍しながら、より高みに立ってTPPについて考えてみたい。

まず、TPPへの参加は単に自由化や市場拡大のメリットを享受するだけでなく、日本が中長期的な展望を拓ききっかけとなる点である。いずれ世界第1位の経済大国となるであろう中国との経済面の相互依存関係は今後増々強まるが、その中国が、将来どのようなルールの下にあるかは、日本および周辺諸国にとり決定的な重要事項である。10年後、20年後の世界を展望すれば、日本と米国が参加する環太平洋の自由貿易圏のルールに中国も参加してもらおうという視点が大切である。上でも述べたように、日本が参加すると世界貿易で約4割を占める国々で構成するTPPの自由貿易圏を中国は無視できない筈である。日本は、中国の参加を展望して、できるだけ早くTPPに加わり、ア

63 この点で、農林水産省は、「今後、高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれるなど、我が国の農業が『待ったなし』（『』は筆者）の状況にあり、また国際化が進展するなかで、新規就農の促進、農地の集積、集落営農の組織化等により、農業の担い手対策をしっかりと進めていくことが重要です。その際、農業者の所得を増大させていく観点から、生産・加工・販売一体化や輸出拡大等、「6次産業化」の取組を推進していくことが必要」としている。農林水産省「平成22年度 食料・農業・農村白書」

アジア太平洋の自由貿易のモデル作りや、その先のFTAAPというアジア太平洋全域をカバーする自由貿易圏形成に参画しなければならない。TPP参加により日本はその存在感やこの地域でのリーダーシップを示すことができるであろう。

かつて、1950年代の終わりから60年代の初めにかけて、それまでの保護貿易政策から貿易自由化を進めるに当たり、日本国内では大きな論争が巻き起こった。日本が欧米に都合の良い取極めを押し付けられ、日本の製造業が強力な欧米企業に支配される、日本に「第2の黒船」が来る、などと騒がれた。しかし、結果はどうであったろうか。自由化により日本企業の競争力は強化され、その後の石油危機や、円高、貿易摩擦等の困難を日本は乗り切ってきたのではなかったか。TPPに慎重あるいは反対の意見を聞いていると、まさにTPP参加を「第3の黒船」や元寇の来襲に準えて徒に危機を煽っているように思えて仕方がない⁶⁴。日本と日本経済の今後を展望する時、日本には戦略と「攻め」が必要である。本稿でTPP参加と農業の問題を見てきたが、農業という特定のミクロの議論のために日本全体が閉じこもり、日本の長期的な将来の方向性を誤るような判断をしてはならない。

農業や医療等での自由化の進展に反対する人々や、米国の圧力により日本の制度が崩壊すると主張する人々の声は大きい、その根底にあるのは「変化」に対する強い恐れであろう。しかし、日本がこのまま変化を拒み、農業改革や少子高齢化対策で不作為という「問題先送り」を行えば、日本の「失われた20年」が「失われた30年」となる恐れは十分ある。TPPに加わらないことは、日本の変革や将来的展望を開くための大きな機会の喪失である。仮にTPP不参加というようなことになれば、日本の経済・社会は増々沈滞化し、国際社会からは、変化を嫌う日本、戦略を欠く日本、のイメージを一層強く持たれ、これまで築いてきた日本の国際社会からの信頼の喪失が増々進むであろう。

TPPは米国の謀略、などと主張する意見があるが、それに対しては、ある意味で「その通り」である、と答えることとしたい。貿易を含めてあらゆる通商交渉は自国の利益を最優先するという意味で「謀略」であるからである。日本は、日本の利益を優先させる戦略と戦術をもってTPP交渉に臨めば良いのであり、またそうすべきである。そのために、産業界や農業界からの様々な要望や意見を吸い上げて整理し⁶⁵、ここは守る、ここは譲る、といった分野別、業界別マトリクスを作りながら、国全体の利害得失のバランスを考えて「攻め」ることが重要である。

TPPは日本がアジア太平洋および広く国際社会で主要なルール作りを行う絶好の機会である。日本はこれまで40年近く世界第2位の経済大国であり、現在は順位を1つ下げて第3位となったが、通商交渉の場で必ずしもその存在感が強かったとは言い難い。一方、既に述べたように、日本は、

64 2011年11月14日付けWall Street Journal社説は日本のTPP参加を「19世紀のペリー提督の黒船来訪と第二次大戦の米国の占領に次ぐ「第3の開国」になりうる」と書いているのに対し、『TPP亡国論』の中野剛志氏はTPPを「平成の黒船ではなく泥船、平成の開国ではなく売国」と述べている。<<http://www.youtube.com/watch?v=i6Z5WPvoD2k>>

65 例えば、日本は1978年より自動車の輸入関税を「ゼロ」にしており、輸入車に特別に関わる規制、租税、認可手続きは存在しない一方、米国は、乗用車2.5%、バス2%、トラック（5トン以上）25%、部品等2.5%の輸入関税を課しており（米国際貿易委員会（USITC）「Harmonized Tariff Schedule of the United States (2012）」<<http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/index.htm>>）、この点について米国に強く市場開放を求めることができるであろう。

アジア太平洋の21の国・地域からなるAPECの立ち上げに大きく関与し⁶⁶、90年代後半からは東アジア通貨危機をきっかけに生まれたASEAN+3での通貨金融協力や、ASEAN+6やEAS（東アジアサミット）の実現、日中韓FTA構想の呼びかけ等、いずれにも主導的に取り組んできた。そのようなアジア太平洋のリーダーを自負してきた日本が、この地域の経済の秩序作りに加わらないという選択肢はあり得ず、ハイレベルな貿易投資自由化のTPPに加わり、アジア太平洋の貿易と投資、通商、経済秩序の実質的なルールメーカーとして参画すべきである。自由貿易の恩恵を最も享受してきたのが日本であり、その日本が世界の通商やビジネスの環境をより好ましいものにするプロセスに積極的に加わり、応分の役務を果たしていくことは、日本の将来を展望すれば至極当然な日本の責務である。確かに農業という微妙な問題があるにしろ、TPPのような自由貿易圏の創設は、むしろ日本が米国と豪州との間に入って主導すべきであったと考えれば、何故、TPP参加の交渉が始まったこの段階においてもなお、日本は、入る・入らない、を巡って議論しているのだろうか。1970年代後半に環太平洋連帯構想を他の国に先駆けていち早く立ち上げた大平首相が、草場の陰でこのような日本を苦い思いで見ているに相違ない。

おわりに

本稿では、TPP交渉の現状と、それを踏まえて、日本はなぜTPPに参加する必要があるのかを、TPP参加のメリットとアジア太平洋の自由貿易圏形成の観点から検討してきた。また、投資分野における紛争解決手続きであるISDS条項と日本の農業問題について論考し、最終的にTPP参加は日本にとって大きなチャンスであり、自由貿易の恩恵を享受してきた日本こそTPPへの早期参加を通じてアジア太平洋の自由貿易圏形成で指導的な役割を果たすべきであるという結論を導いてきた。

レベルが高くカバーする範囲が広いTPPに参加するのは日本にとり、確かに大きなチャレンジであるが、日本は長期的な視点で日本の将来を展望し、できるだけ早くTPPに参加してそのメリットを享受すべきである。

参加交渉やルール作りでは他の参加国とのシビアな交渉が待ち受けるであろう。そのためには、まず、「総論」においては、TPPの正しい理解と正確な情報の下に、日本がその「立ち位置」を決め、TPP参加の意義やメリット・デメリット、守るべき点・譲っていい点、もたらされる影響等を整理し、また産業界からの要望を聞いて、それを国民に丁寧に説明し国内での意思を強固にすること、そして確固不拔の戦略と「各論」でのしっかりとした戦術をもって関係国との交渉に臨み、日本を有利に導くことが望まれる。

参考資料

<書籍・論文>

- 岡田知弘、他『TPPで暮らしと地域経済はどうなる』自治体研究社、2011年3月
- 河野拓郎「催涙弾飛び交うなか強行採決 米韓FTA “毒素条項”の真相」週間ダイヤモンド、2011年12月6日
- 社団法人日本医師会「TPP交渉参加に対する日本医師会の見解」。2011年11月30日
- 生源寺真一（2011）『日本農業の真実』ちくま新書、2011年5月
- 高安雄一「TPPを議論するための正しい米韓FTA講座」日経ビジネスオンライン
- 高安雄一「韓米FTAの“毒”は韓国の農業を壊滅させるのか」日経ビジネスオンライン、2012年3月15日
- 趙章恩「韓米FTAとTPPが抱える共通の課題」日経ビジネスオンライン、2011年11月9日
- 東洋経済「高成長は維持できるか 打開策としてTPP浮上」6369号、東洋経済オンライン2012年1月14日
- 中野剛志（2011）『TPP亡国論』集英社新書、2011年3月
- 日経ビジネス「TPP亡国論のウソ」No.1615、日経BP社、2011年11月7日
- 農山漁村文化協会『TPP反対の大義』農山漁村文化協会、2010年12月
- 農山漁村文化協会『TPPと日本の論点』農山漁村文化協会、2011年4月
- 星野三喜夫（2011-1）「TPP不参加選択なし」産大レクチャー（47）、柏崎日報2011年5月21日
- 星野三喜夫（2011-2）『「開かれた地域主義」とアジア太平洋の地域協力と地域統合～APECの適切性と親和性についての実証的研究～』パレード、2011年4月
- 前田宏子「中国の『核心的利益』をどう解釈するか」（PHPサーチナ・ニュース）、PHP総研、2011年6月17日
- 森島賢、他（2011）『TPPが暮らしを壊す』家の光協会、2011年5月
- 山下一仁「TPPとISDS条項」キャノングローバル戦略研究所、2012年2月23日

<ウェブ>

- 在日米国大使館 < <http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-select.html>>、及び 米国ホワイトハウス < <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-suntory-hall>>
- 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html>>
- 外務省「TPP協定交渉の概括的現状」2011年12月<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_09.pdf>
- 外務省「TPP協定交渉への新規参加国についての各国内の承認手続」2011年10月25日< http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_04.pdf>
- 内閣官房「包括的経済連携の現状について」2011年11月< http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20111125/20111125_1.pdf>
- 農林水産省「国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算について」< http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/pdf/shisan.pdf> 2011年10月25日
- 農林水産省「平成22年度 食料・農業・農村白書」<http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h22/index.html>

TPP is a highest priority for Japan

Mikio HOSHINO

2012年7月

新潟産業大学経済学部紀要 第40号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.40 July 2012